

# 三郷市立新和小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月改定

## はじめに

本校では、目指す学校像を「優しさと夢を育む新和小 ～楽しい学校、温かい学校、元気な学校、美しい学校～」とし、三郷の教育 四つの礎「授業改善」「日本一の読書のまち三郷の推進」「家庭教育の充実」「夢への挑戦」を推進して、特色ある教育活動を展開している。

「授業の心得」を基盤として、教員一人一人が分かる授業を心掛け、児童に基礎・基本の定着を図っている。また、児童は落ち着いて学習に取り組んでいる。

読書活動では、図書館司書と連携して学校図書館を積極的に活用し、児童に読書の楽しさ、知る喜びを伝え、豊かな児童の育成に努めている。

「親の学習」の推進を通して、良好な人間関係づくりやいじめ防止等のための保護者の役割について啓発を行っている。

## いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（法第2条第1項）

本校において、いじめの防止、早期発見、早期対応が計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を以下に記載する。

## 1 いじめの未然防止

### (1) 人間力を高める道徳教育の充実

- ・道徳の授業では、児童の心が揺さぶられる教材や資料を取り扱い、人としての「気高さ」や「思いやり」「心づかい」等に触れさせ、自身の生活や行動を省みる。
- ・教育活動全体を通じ、「卑怯な振る舞いをしない」「いじめをしない」「いじめを見過ごさない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・学校公開日または授業参観日には、全担任が道徳授業を公開する。

### (2) 豊かな体験活動の充実

- ・学校行事や児童会活動を通して友達と理解し合い、交流し合う喜びを実感させる。（縦割り活動仲良し読書・縦割り班わくわくタイムゲーム集会）
- ・福祉体験、勤労生産体験等、学年に応じた活動を教育計画に位置付け、実施する。

### (3) 児童会主体の取組

- ・毎朝、地域の方々（見守り隊等）、教職員と一緒に「あいさつ運動」を実施し、明るい気持ちで学校生活がスタートできるようにする。
- ・児童会の合言葉「あいさつ笑顔No.1！ 仲間と協力 新和っ子」のスローガンやポスターを作成し、あいさつ運動で掲げたり全学級に掲示したりする。

#### (4) 意識の啓発

- ・ 1 1 月に朝会を開催し、「いじめ撲滅宣言」を行う。  
(校長の講話・計画委員会の呼びかけ)
- ・ 1 1 月に学年に応じて宣言文や標語を書いて掲示する。
- ・ 1 1 月に人権教育週間を設け（2 週間）、生命尊重の精神や人権感覚を育む。

## 2 早期発見のための対策

すべての児童生徒を対象に、発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、道徳の授業をはじめ全教育活動を通して、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象となり得ること等について、学ぶ機会を設定する。

学校は、児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめをやめさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。また、いじめ早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えることとする。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。

例えば、いじめられていても本人が否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童等の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

#### (1) 日常的なコミュニケーションの充実

- ・ 教職員は、児童に積極的に言葉がけをして、児童とのコミュニケーションを図り、児童の小さな変化を見逃さないようにする。
- ・ 日記を活用して、児童の実態把握と適切な指導に努める。
- ・ 休み時間や昼休み等、児童の様子に常に目を配り、「児童と常にふれあう教職員」を目指す。

#### (2) 教育相談の実施体制

- ・ 児童及び保護者が相談を行うことができるよう、教職員と児童の信頼関係を築き、次の通り相談体制を整える。
  - ① いじめ相談窓口(教頭・学年主任)
  - ② 第1教育相談室、第2教育相談室、第3教育相談室との連携
  - ③ 授業参観日や保護者懇談会を通じた保護者との連携
  - ④ 教育相談日の設定

#### (3) 生活アンケートの実施

- ① 毎月実施する。
- ③ 学級編制時にも活用する。

#### (4) 校内研修の実施

- ・児童理解に関する研修やいじめ防止等のための対策に関する研修を年間研修計画に位置づけ、教職員の意識啓発を図る。

#### (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・インターネット等を通じて行われるいじめを防止するとともに、効果的に対処できるようにするために、教職員（児童、保護者）を対象に情報モラル研修会（講習会）を実施する。
- ・ネットマナーに関する保護者対象の「親の学習」講座を開催する。

### 3 いじめの対応

教員は、些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、直ちに組織的に対応する。その際、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

#### (1) 適切な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から個々に聴き取り、情報を収集する。その際、複数の教員が立ち会うこととする。

#### (2) 組織的な対応

- ・いじめの事実が確認された場合は、学校として事実の共通認識、対応の共通理解を図り、組織的に対応する。
- ・いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下指導体制を整え、的確な役割分担をして解決にあたる。

#### (3) 児童への指導、支援

- ・いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く支援を行う。
- ・いじめを行った児童に対して、相手の苦しみや痛みに関心を寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許されない」という人権意識を持たせる。

#### (4) 保護者との連携

- ・いじめられた児童及び保護者に対する支援を行い、具体的な対応策を説明する。  
また、いじめを行った児童の保護者と面談し、再発防止のための策を講じる。
- ・インターネット等によるいじめに対しては、保護者の協力を求め、学校との連携について協議する。

#### (5) 関係機関への報告・相談

- ・必要に応じて、教育委員会への連絡・相談を行うとともに、事案によって関係機関との連携を行う。（吉川警察署、越谷児童相談所等）

#### 4 校内組織

##### いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為が少なくとも3カ月間止んでいること。
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。（面談等で確認）

##### (1) 「生徒指導推進委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「生徒指導推進委員会」を設置する。

〈構成員〉 校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・教育心理、相談主任・養護教諭  
・各学年の推進委員

##### 〈活 動〉

- ① 早期発見に関すること。
- ② 未然防止に関すること。
- ③ 対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する児童の理解を深める取組。

##### 〈開 催〉

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は、緊急開催する。

##### (2) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ①三郷市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織「いじめ対応委員会」を設置する。  
〈構成員〉 校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・教育心理、相談主任・養護教諭  
・学年主任
- ③ 「いじめ対応委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 「いじめ対応委員会」調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、  
事実関係及び必要な情報を適切に提供する。同時に、いじめを行った児童の保護者にも事実関係及び必要な情報を適切に提供し、今後の対応について、協議する。
- ⑤ 「いじめ対応委員会」は、調査結果及び再発防止策について、三郷市教育委員会に報告する。